

県発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令附則第7条及び同法施行規則附則第3条並びに富山県土木建築工事費の前金払取扱規則及び富山県建設工事標準請負契約約款に基づき、県が発注する土木建築工事について、請負代金額の4割を超えない範囲で既にした前金払に追加して、当該工事の請負代金額の2割を超えない範囲とする前金払（以下「中間前金払」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 中間前金払の対象となる工事は、請負代金額が100万円以上の工事という。ただし、債務負担行為及び継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る工事については、いずれかの会計年度の出来高予定額が100万円以上の場合、当該年度において中間前金払を請求することができる。

(中間前金払の使途範囲)

第3条 中間前払金の使途範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費に限るものとする。

(中間前金払の割合)

第4条 請負代金額の10分の2以内の額とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならない。

(中間前金払の支払要件)

第5条 受注者は、第2条に規定する工事のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについては中間前金払を請求することができる。

- (1) 工期の2分の1（債務負担行為等にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過していること。
- (2) 工事工程表により工期の2分の1（債務負担行為等にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1（債務負担行為等にあつては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上に相当するものであること。

(認定方法)

第6条 中間前金払いの請求をしようとする受注者は、認定申請書（様式第44

号の3)に工程管理資料等(進捗率が記載されたものに限る。)を添えて発注者に申請し、第5条各号に掲げる要件に該当する旨の認定を受けるものとする。

2 監督員は、受注者から認定申請書の提出があったときは、工事工程表(様式第45号)及び工程管理資料等により、第5条各号に掲げる要件について確認するものとする。

3 工事現場等に搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を工事履行報告書の出来高に加算し、進捗額として認定することができる。

4 監督員は、受注者が第5条各号に掲げる要件を満たしているときは、当該認定の申請を受けた日から、原則として5日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に認定調書(様式第44号の4)を請負者に交付するものとする。ただし、受注者からの提出資料に不備若しくは遅滞があったとき、その他特別の事情があるときは、この限りではない。

(部分払の制限)

第7条 中間前金払を行う場合は、当該工事に係る部分払については、これを認めない。ただし、債務負担行為等に係る工事及び繰越に係る工事における各年度(最終年度に係るものを除く。)の出来高に対しては、部分払を行うことができる。

附 則

この要領は、平成18年1月4日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。